

1 全国海区漁業調整委員会連合会会則

(目 的)

第1条 この会は、海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、全国海区漁業調整委員会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、全国海区漁業調整委員会連合会会長（以下、「会長」という。）の属するブロックの海区漁業調整委員会の事務所内に置く。

2 ブロックは日本海ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州ブロックの4ブロックとする

(会 員)

第4条 この会員は、全国の海区漁業調整委員会をもって組織する。ただし、一都道府県内の数海区漁業調整委員会による連合海区漁業調整委員会は、その名において加入することができる。

(事 業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 海区漁業調整委員会の相互連絡協議
- (2) 漁業振興対策の研究に関する事項
- (3) 海区漁業調整委員会の運営に必要な資料の作成
- (4) 海区漁業調整委員会の職員の研修
- (5) 連合会会報の発行
- (6) その他理事会において必要と認める事項

(役 員)

第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあっては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。

3 役員任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。

役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。

4 この会は、会長1人、副会長5人を置き、理事が互選する。

会長については、平成21年の総会までは東日本会ブロック選出の理事から、その後は任期毎に日本海ブロック、西日本ブロック、九州ブロック、東日本ブロックの順で、そのブロック選出の理事の中から選ばれる。

5 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により会長の職務を代理する。

3 監事は、事業及び予算の執行状況について監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長が必要と認めるとき随時開催する。

(会 議)

第9条 この会の総会は、毎年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 この会の総会は、総会員の過半数にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経 費)

第10条 この会の経費は、会費及び国の補助金等をもって充てる。

2 会費は、会員が属する都道府県を単位とし、年額16万円とする。ただし、北海道は年額40万円とする。

3 会長は、臨時に必要な場合は役員会に諮り、特別負担金を徴収することができる。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第12条 会長は、事業年度終了後事業報告書及び収支決算書を作成し、次期総会においてその承認を受けるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、事業計画書案及び収支予算書案を作成し、事業年度開始後の最初の総会においてその承認を受けるものとする。

(支 部)

第14条 この会に支部を置くことができる。

2 支部は、その区域内における事業を行う。

3 この会則に定めるほか、支部に関する事項は支部において定める。

(雑 則)

第15条 この会則の変更及び廃止は総会に諮りこれを定める。

第16条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長がその都度定める。

付 則

この会則は昭和40年7月26日から施行する。

付 則

この会則は昭和42年5月19日から施行する。

付 則

この会則は昭和44年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和46年5月7日から施行する。

付 則

この会則は昭和47年5月25日から施行する。

ただし、第6条の現行の役員任期は従前のおりとする。

付 則

この会則は昭和48年5月8日から施行する。

付 則

この会則は昭和49年5月8日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和53年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成元年5月12日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成元年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成5年5月21日から施行する。

付 則

この会則は平成11年5月11日から施行する。

付 則

この会則は平成15年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成18年5月11日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年5月9日から施行する。

付 則

この会則は平成22年5月20日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

松浦海区漁業調整委員名簿

委員区分	氏名	役職	関連委員会等				
			佐賀県 連合海区	筑肥連合 海区	広域連合 海区	玄海3県 協議会	資源管理手 法検討部会
漁業者 委員	川崎 和正	会長	会長	会長		○	
	荒巻 信弘			○			
	坂本 安則		○	○			○
	川口 安教		○				
	梅崎 博昭			○			
	宮崎 雅司		○				
	坂口 正人			○			
学識 経験	後藤 政則		○		○	○	○
	福良 繁一		○				
中立	池田 宏子	会長職務 代理者	○	○			

佐賀県有明海区漁業調整委員名簿

委員区分	氏名	役職	関連委員会等		
			佐賀県 連合海区	福佐連合 海区	有明4県協議会
漁業者 委員	西久保 敏	会長	副会長	会長	○
	古賀 善治			○	
	井口 繁臣			○	
	中野 正利		○		
	古賀 昭洋		○		
	中島 龍		○	○	
	川下 始			○	
学識 経験	竹下 泰彦	会長職務 代理者	○		
	古賀 秀昭		○	○	○
中立	井上 亜紀		○		

全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和4年10月27日(木)午後2時30分から午後5時まで
開催場所 ホテルセントヒル長崎 3階「紫陽花」 〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長, 事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課, 九州漁業調整事務所, 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部林務水産課
- (3) 長崎県水産部長, 長崎県連合海区漁業調整委員会(会長, 事務局), 県内海区 漁業調整委員会(会長)、県水産部

1 開 会

司 会：事務局長 古原 和明

2 挨拶

- ① 主催者挨拶
全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 江口 幸男(熊本県連合)
- ② 開催地挨拶(地元海区)
長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄
- ③ 来賓挨拶
水産庁管理調整課 課長 斎藤 晃
- ④ 地元県挨拶
長崎県水産部長 川口 和宏
- ⑤ 来賓紹介

3 議長選出

長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄

4 議事録署名人選出(前回、次回の幹事県)

・沖縄県海区

- ・佐賀県連合海区

5 議事

第1号議案 令和5年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

- ・協議事項：なし
- ・照会：鹿児島県連合海区

第3号議案 次期開催海区について

- ・佐賀県連合海区

6 その他

7 閉会 16時20分

8 講演 16時30分

- ・「新たな資源管理の推進について」
- ・講師：水産庁管理調整課 課長 斎藤 晃

〔情報交換会〕 18時頃から 20時まで

- ・1階 「出島」
- ・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	10月27日		備 考	
			会 議	意見交換会		
水産庁 資源管理部 管理調整課	課 長	さいとう あきら 齋藤 晃	○	○		
水産庁 資源管理部 管理調整課 沿岸・遊漁室	漁場利用係員	むらい あやこ 村井 彩子	○	○		
水産庁 九州漁業調整事務所	所 長	みの まさひろ 三野 雅弘	○			
水産庁 九州漁業調整事務所 調整課	課 長	たかやす おきむ 高安 治	○	○		
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 林務水産課	漁政係長	ひらた きみたか 平田 公貴	○			
全国海区漁業調整委員会連合会事務局(静岡県海区)	主 幹	いけがや やすしげ 池谷 得維	○	○		
全国海区漁業調整委員会連合会事務局(静岡県海区)	主 任	ながくら やすひろ 永倉 靖大	○	○		
福岡県	福岡県連合海区漁業調整委員会	会 長	はんだ たかとし 半田 亮司	○	○	
	福岡県連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長	その じろう 佐野 二郎	○	○	
	福岡県連合海区漁業調整委員会事務局	主任主事	やまだ なみこ 山田 菜美子	○		
佐賀県	佐賀県連合海区漁業調整委員会	会 長	かわさき かずまさ 川崎 和正	○	○	
	佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長	えぐち たいぞう 江口 泰蔵	○	○	
	佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局	主 事	ほんま ともき 本間 智希	○	○	
熊本県	熊本県連合海区漁業調整委員会(全漁調連副会長)	会 長	えぐち さちお 江口 幸男	○	○	
	熊本県連合海区漁業調整委員会事務局	書 記	ぐんじ かけ ひるあき 郡司掛 博昭	○	○	
大分県	大分海区漁業調整委員会	会 長	おの しんいち 小野 眞一	○	○	
	大分海区漁業調整委員会事務局	事務局長	くらはし けんじろう 倉橋 賢二郎	○	○	
宮崎県	宮崎海区漁業調整委員会	会 長	よしだ てるとよ 吉田 照豊	○	○	
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	書 記	いわお ゆたか 岩尾 豊	○	○	
鹿児島県	鹿児島県連合海区漁業調整委員会	会 長	こうやま ひろあき 甲山 博明	○		
	鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局	書 記	かみい まつや 上今 達矢	○		
沖縄県	沖縄海区漁業調整委員会	委 員	ふじた よしひさ 藤田 喜久	○	○	
	沖縄海区漁業調整委員会事務局	主任書記	かとう みなこ 加藤 美奈子	○	○	
長崎県	長崎県連合海区漁業調整委員会	会 長	し ぎ ふみ 志岐 富美雄	○	○	
		副会長	やまなか ひょうえ 山中 兵惠	○	○	
		委 員	あらか なおこ 荒木 直子	○	○	
		委 員	おかべ せいじ 岡部 聖二	○	○	
		委 員	くまの ただし 草野 正	○	○	
		委 員	かんだ みつお 神田 満男	○	○	
	長崎県南部海区漁業調整委員会	会 長	よしだに ひとし 吉谷 均	○	○	
	五島海区漁業調整委員会	会長代理	おおた ひとし 太田 均	○	○	
	長崎県 水産部	部 長	かわぐち かずひろ 川口 和宏	○	○	
		企画監	まつもと まさし 松本 昌士	○		
		課長補佐	みやはら じろう 宮原 治郎	○	○	
		主任技師	よしかわ そうた 吉川 壮太	○		
	長崎県連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長	こはら かずあき 古原 和明	○	○	
次 長		なか たつや 中ノ瀬 達哉	○	○		
課長補佐		いちやま だいすけ 市山 大輔	○	○		
係 長		やました たかひろ 山下 隆広	○	○		
計			39	32		

平成 27 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議

日時 平成 27 年 11 月 19 日(木)～20 日(金)

場所 唐津市近代図書館 4 階会議室

会議次第

第22期第4回
佐賀県連合海区漁業調整委員会
議題 3資料 別紙4

1 日目 (受 付) 13 時 20 分から
(会 議) 14 時から 17 時まで

1 開会

2 挨拶

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 山川 義昭
- (2) 佐賀県連合海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正
- (3) 水産庁管理部漁業調整課沿岸・遊漁室 課長補佐 永田 祥久
- (4) 佐賀県生産振興部 副部長 柴山 雅洋

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 議事

- (1) 平成 27 年度総会決議事項の要望結果について (報告) (資料 1)
(全国海区漁業調整委員会連合会事務局)
- (2) 平成 28 年度要望事項について (協議) (資料 2-1)
- (3) その他
 - ① 次期開催海区について (資料 2-2)
 - ② 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック役員の選出方法について (報告) (資料 2-3)

6 閉会

7 講演

「長崎県漁業調整規則に基づく漁業許可の適格性の基準等の
制定について」 (資料 3-1)

長崎県資源管理課 主任技師 戸塚 悟

8 報告

「外国漁船取締状況について」 (資料 3-2)

水産庁九州漁業調整事務所 所長 森 高志

(情報交換会) 18 時から 20 時

唐津市 日浦屋

2 日目 (集 合) 8 時 20 分 (唐津駅前集合)

(視 察) 9 時 00 分から 12 時 20 分まで

(視察先) 呼子 CAS センター・大漁鮮華、名護屋城博物館、曳山展示場

平成27年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議 出席者名簿

所属		職名	氏名	11月19日		11月20日
				会議	情報交換会	視察
水産庁	資源管理部漁業調整課	課長補佐	ながた 永田 稔久	○	○	○
	九州漁業調整事務所	所長	もり 森 篤志	○	○	×
		沿岸課長	よこへ 横尾 英明	○	○	×
内閣府	沖縄総合事務局農林水産部	林務水産課長	とみだ 富田 智明	○	○	○
全国海区漁業調整委員会連合会(愛媛海区)		書記	やぎ 八木 秀志	○	○	○
		書記	そね 曾根 謙一	○	○	○
福岡県	福岡県連合海区漁業調整委員会	会長	うちば 内場 澄夫	○	○	○
	福岡県連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長	はまた 濱田 弘之	○	○	○
長崎県	長崎県連合海区漁業調整委員会	会長	しき 志岐 富美雄	○	○	○
	長崎県連合海区漁業調整委員会事務局	係長	おおた 太田 聡	○	○	○
	長崎県水産部資源管理課	主任技師	とつか 戸塚 梧	○	○	○
熊本県	熊本県連合海区漁業調整委員会	会長	はま 浜 悦男	○	○	○
	熊本県連合海区漁業調整委員会事務局	書記	まつお 松尾 竜生	○	○	○
大分県	大分海区漁業調整委員会	会長	うちだ 内田 健	○	○	×
	大分海区漁業調整委員会事務局	事務局長	かかも 坂本 進	○	○	○
宮崎県	宮崎海区漁業調整委員会	会長	むらた 村田 壽	○	×	×
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	書記	かい 甲斐 史文	○	×	×
鹿児島県	鹿児島県連合海区漁業調整委員会	会長	のむら 野村 義也	○	○	×
	鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局	事務局次長	こうか 江夏 竜郎	○	○	×
沖縄県	沖縄海区漁業調整委員会	会長	やまかわ 山川 義昭	○	○	○
	沖縄海区漁業調整委員会事務局	書記	こばし 小橋 稔	○	○	○
佐賀県	佐賀県連合海区漁業調整委員会	会長	かわさき 川崎 和正	○	○	×
		副会長	くさば 草場 淳吉	○	○	×
		委員	いけだ 池田 宏子	○	○	○
		委員	ゆずりは 杠 学	○	○	×
		委員	かかも 坂本 安則	○	○	×
		委員	さかい 酒井 英氣	○	○	×
		委員	うめさき 梅崎 博昭	○	○	×
		委員	かぐち 坂口 正人	○	○	×
		委員	いしまる 石丸 義弘	○	○	×
		委員	いさがい 飯盛 和代	○	×	×
	委員	すぎまち 杉町 省二郎	○	○	×	
	佐賀県生産振興部	副部長	しばやま 柴山 雅洋	○	○	×
	佐賀県生産振興部水産課	漁業調整係長	おおつ 大津 安夫	○	○	×
	佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長	かなまる 金丸 彦一郎	○	○	○
副事務局長		あおき 青木 憲司	○	○	×	
主査		かかも 坂本 竜一	○	○	○	
主査		そう 宗 義清	○	○	○	
計				38	35	18

4 全漁調連諸会議の実施状況と令和6～10年度の開催計画について

年度	総会	事務局長 会議	職員 研修会	ブ ロ ッ ク 会 議			
				東日本	日本海	西日本	九州
43	高知	神奈川	京都	岩手	福井	和歌山	福岡
44	東京	和歌山	新潟	宮城	青森	兵庫	大分
45	北海道	福岡	千葉	福島	富山	大阪	宮崎
46	東京	青森	宮城	茨城	新潟	徳島	鹿児島
47	長崎	愛知	石川	千葉	秋田	広島	熊本
48	東京	岡山	三重	東京	京都	高知	沖縄
49	新潟	北海道	大分	神奈川	石川	愛媛	長崎
50	千葉	茨城	島根	静岡	山口	滋賀	佐賀
51	東京	鹿児島	岩手	愛知	青森	岡山	福岡
52	東京	秋田	鳥取	三重	島根	和歌山	大分
53	東京	愛媛	福島	北海道	秋田	山口	宮崎
54	兵庫	宮城	佐賀	青森	鳥取	広島	鹿児島
55	東京	宮崎	富山	岩手	山形	高知	熊本
56	東京	福井	広島	宮城	兵庫	大阪	沖縄
57	福岡	滋賀	青森	福島	新潟	香川	長崎
58	東京	静岡	熊本	茨城	富山	兵庫	佐賀
59	東京	沖縄	山口	千葉	福井	徳島	福岡
60	北海道	山形	高知	東京	京都	愛媛	大分
61	東京	大阪	宮城	神奈川	石川	滋賀	宮崎
62	東京	大岩	長崎	静岡	山口	岡山	鹿児島
63	富山	大分	兵庫	愛知	青森	和歌山	熊本
元	東京	大京	福井	三重	島根	山口	沖縄
2	東京	香川	東京	北海道	秋田	広島	長崎
3	和歌山	千葉	鹿児島	青森	鳥取	高知	佐賀
4	東京	熊本	愛媛	岩手	山形	大阪	福岡
5	東京	石川	秋田	宮城	新潟	香川	大分
6	佐賀	広島	愛知	福島	兵庫	兵庫	宮崎
7	東京	三重	福岡	茨城	富山	徳島	鹿児島
8	東京	長崎	岡山	千葉	福井	愛媛	熊本
9	青森	山口	山形	東京	京都	滋賀	沖縄
10	東京	高知	北海道	神奈川	石川	岡山	長崎
11	神奈川	高知	宮城	静岡	山口	和歌山	福岡
12	石川	佐賀	大阪	愛知	青森	広島	大分
13	東京	鳥取	兵庫	三重	青森	山形	宮崎
14	東京	徳島	神奈川	北海道	秋田	大阪	宮崎
15	愛媛	茨城	沖縄	青森	鳥取	高知	鹿児島
16	東京	福岡	滋賀	岩手	山形	香川	熊本
17	東京	富山	青森	宮城	新潟	兵庫	沖縄
18	大分	山口	静岡	福島	兵庫	徳島	長崎
19	東京	東京	大分	茨城	富山	愛媛	佐賀
20	東京	鹿児島	香川	千葉	福井	滋賀	福岡
21	岩手	島根	新潟	東京	京都	岡山	大分
22	東京	兵庫	茨城	神奈川	石川	和歌山	宮崎
23	東京	青森	徳島	愛知	青森	山口	熊本
24	山形	福井	京都	三重	島根	大阪	沖縄
25	東京	愛媛	福島	北海道	秋田	高知	長崎
26	岡山	神奈川	熊本	青森	鳥取	香川	佐賀
27	東京	沖縄	和歌山	岩手	山形	兵庫	福岡
28	東京	新潟	石川	宮城	兵庫	徳島	大分
29	宮崎	和歌山	千葉	福島	新潟	愛媛	鹿児島
30	東京	愛知	長崎	茨城	富山	滋賀	宮崎
31(元)	東京	大分	山口	千葉	福井	岡山	熊本
2	書面議決	兵庫	島根	東京	京都	和歌山	沖縄
3	書面議決	岡山	三重	神奈川	石川	山口	長崎
4	宮崎	北海道	鹿児島	静岡	山口	広島	佐賀
5	東京	熊本	広島	愛知	青森	大阪	福岡
6	山形	熊田	鳥取	三重	島根	高知	大分
7	東京	秋田	岩手	北海道	秋田	高知	鹿児島
8	東京	宮崎	福井	青森	鳥取	香川	福岡
9	東京	宮崎	福井	青森	鳥取	兵庫	宮崎
10(案)	九州ブロック から1県	長崎	高知	岩手	山形	徳島	熊本

都道府県名	総会	事務局長会議	職員研修会	ブロック会議			
				東日本	日本海	西日本	九州
北海道	45, 60	49, R5	H10	53, H2, H14, H26, R8			
青森	H9	46, H23	57, H17	49, 54, H3, H15, H27, R9	41, 61, 63, H12, H24, R6		
秋田		52, R7	H5		47, 53, H2, H13, H25, R5		
山形	H24	60	H9		42, 55, H4, H16, H28, R10		
新潟	49	H29	44, H21		46, 57, H5, H17, H30		
富山	63	H17	56		45, 58, H7, H19, R元		
石川	H12	H5	47, H29		41, 49, 61, H10, H22, R4		
福井		56, H25	H1		43, 59, H8, H20, R2		
京都		H1	43, H25		40, 48, 60, H9, H21, R3		
兵庫	54	H22, R3	63, H13		56, H6, H18, H29	44, 59, H8, H17, H28, R9	
鳥取		H13	52, R7		54, H9, H15, H27, R9		
島根		H21	50, R3		52, H1, H13, H25, R7		
山口	H7	H9, H18	59, R2		50, 62, H11, H23, R5	41, 53, H1, H13, H24, R4	
岩手	H21	62	51, R3	43, 55, H4, H16, H28, R10			
宮城	R4	54, R9	46, 61	44, 56, H5, H17, H29			
福島		H11	53, H26	45, 57, H6, H18, H30			
茨城		H15	42, H22	46, 58, H7, H19, R元			
千葉	50	H3	45, H30	47, 59, H8, H20, R2			
東京	—	H19	H2	48, 60, H9, H21, R3			
神奈川	41, H11	43, H27	H14	41, 49, 61, H10, H22, R4			
静岡		58	41, H18	50, 62, H11, H23, R5			
愛知		47, R元	H6	51, 63, H12, H24, R6			
三重		H7	48, R4	52, H1, H13, H25, R7			
和歌山	H3	44, H30	H28			43, 52, 63, H11, H22, R3	
滋賀		57, R3	H16			50, 61, H9, H20, R元	
大阪		61	H12			R6	
岡山	H27	48, R4	H8			51, 62, H10, H21, R2	
広島		H6	59, R5			47, 54, H2, H12, H23, R5	
香川		50, H2	H20			42, 57, H5, H16, H27, R2	
徳島		H14	H24			46, 59, H7, H18, H29, R10	
高知	43	H10	60, R10			43, 55, H3, H15, H26, R7	
愛媛	H15	53, H26	H4			49, 60, H8, H19, H30	
福岡	57	45, H16	H7, R9				43, 51, 59, 61, H12, H29, H28, R5
大分	H18	63, R2	49, H19				44, 52, 60, H5, H13, H21, H23, R7
宮崎	H30	55, H24	H11				45, 53, 61, H5, H14, H23, R元, R9
鹿児島		51, H20	H3, R5				45, 54, 52, H7, H15, H23, H30, R6
熊本		H4, R6	58, H27				47, 55, 63, H8, H16, H24, R2, R10
長崎	47	H8, R10	52, R元				41, 49, 57, H2, H10, H18, H26, R4
佐賀	H6	H12	54, H23				42, 50, 58, H3, H11, H19, H27, R5
沖縄		59, H28	H15				48, 56, H1, H9, H17, H25, R3
備考	※総会は、東京で2年開催、翌年は地方開催。 ・地方開催は、日本海→西日本→九州→東日本の順 ・R10は九州ブロック ※R5開催の九州ブロック会議において検討			① 青森 R9 ② 岩手 R10 ③ 宮城 H29 ④ 福島 H30 ⑤ 茨城 R元 ⑥ 千葉 R2 ⑦ 東京 R3 ⑧ 神奈川 R4 ⑨ 静岡 R5 ⑩ 愛知 R6 ⑪ 三重 R7 ⑫ 北海道 R8	① 石川 R4 ② 山口 R5 ③ 青森 R5 ④ 島根 R7 ⑤ 秋田 R8 ⑥ 鳥取 R9 ⑦ 山形 R10 ⑧ 新潟 H30 ⑨ 但馬 H29 ⑩ 富山 R元 ⑪ 福井 R2 ⑫ 京都 R3	① 広島 R5 ② 山口 R4 ③ 大阪 R6 ④ 高知 R7 ⑤ 香川 R8 ⑥ 兵庫 R9 ⑦ 徳島 R10 ⑧ 愛媛 H30 ⑨ 滋賀 R元 ⑩ 岡山 R2 ⑪ 和歌山 R3	① 長崎 R4 ② 佐賀 R5 ③ 福岡 R6 ④ 大分 R7 ⑤ 鹿児島 R8 ⑥ 宮崎 R9 ⑦ 熊本 R10 ⑧ 沖縄 R3

都道府県名	総会	事務局長会議	職員研修会	
北海道	45, 60	49, R5	H10	
青森	H9	46, H23	57, H17	
秋田		52, R7	H5	
山形	H24	60	H9	
新潟	49	H29	44, H21	
富山	63	H17	55	
石川	H12	H5	47, H29	
福井		56, H25	H1	
京都		H1	43, H25	
兵庫	54	H22, R3	63, H13	
鳥取		H13	53, R7	
島根		H21	50, R3	
山口	57	H9, H18	59, R2	
岩手	H21	62	51, R3	
宮城	R4	54, R9	46, 61	
福島		H11	53, H26	
茨城		H15	42, H22	
千葉	50	H3	45, H30	
東京	—	H19	H2	
神奈川	40, 41, H11	43, H27	40, H14	
静岡		58	41, H18	
愛知		47, R元	H6	
三重		H7	48, R4	
和歌山	H3	44, H30	H28	
滋賀		57, R8	H16	
大阪		61	H12	
岡山	H27	48, R4	H8	
広島		H6	55, R5	
香川		50, H2	H20	
徳島		H14	H24	
高知	43	H10	60, R10	
愛媛	H15	53, H26	H4	
福岡	57	45, H16	57, R9	
大分	H18	63, R2	49, H19	
宮崎	H30	55	H11	
鹿児島		51, H20	H3, R5	
熊本		54, R6	58, H27	
長崎	47	H8, R10	62, R元	
佐賀	H6	H12	54	
沖縄		59, H28	H15	
ブロック別開催状況	西日本ブロック	高知 S43 兵庫 S54 和歌山H 3 愛媛 H15 岡山 H27	香川 S50 広島 H 6 愛媛 H26 愛媛 S53 高知 H10 和歌山 H30 滋賀 S57 徳島 H14 岡山 R4 大阪 S61 山口 H18 滋賀 R8 香川 H 2 兵庫 H22	広島 S56 大阪 H12 山口 R2 高知 S60 滋賀 H16 島根 R6 兵庫 S63 香川 H20 高知 R10 愛媛 H 4 徳島 H24 岡山 H 8 和歌山H28
	東日本ブロック	神奈川S40 青森 H 9 神奈川S41 神奈川H11 北海道S45 岩手 H21 千葉 S50 宮城 R4 北海道S60	神奈川S43 岩手 S62 東京 H19 宮城 R9 愛知 S47 千葉 H 3 青森 H23 北海道S49 三重 H 7 神奈川H27 宮城 S54 福島 H11 愛知 R元 静岡 S58 茨城 H15 北海道R5	茨城 S42 福島 S53 北海道H10 千葉 H30 千葉 S45 青森 S57 神奈川H14 三重 R4 宮城 S46 宮城 S61 静岡 H18 岩手 R3 三重 S48 東京 H 2 茨城 H22 岩手 S51 愛知 H 6 福島 H26
	九州ブロック	長崎 S47 福岡 S57 佐賀 H 6 大分 H18 宮崎 H30	福岡 S45 熊本 H 4 宮崎 H24 鹿児島S51 長崎 H 8 沖縄 H28 宮崎 S55 佐賀 H12 大分 R2 沖縄 S59 福岡 H16 熊本 R6 大分 S63 鹿児島H20 長崎 R10	大分 S49 福岡 H 7 熊本 H27 佐賀 S54 宮崎 H11 長崎 R元 熊本 S58 沖縄 H15 鹿児島R5 長崎 S62 大分 H19 福岡 R9 鹿児島H 3 佐賀 H23
	日本海ブロック	新潟 S49 山形 R7 富山 S63 石川 H12 山形 H24	青森 S46 石川 H 5 福井 H25 秋田 S52 山口 H 9 新潟 H29 福井 S56 鳥取 H13 兵庫 R3 山形 S60 富山 H17 秋田 R7 京都 H 1 島根 H21	京都 S43 富山 S55 山形 H 9 石川 H29 新潟 S44 青森 S57 兵庫 H13 島根 R3 石川 S47 山口 S59 青森 H17 鳥取 R7 島根 S50 福井 H 1 新潟 H21 鳥取 S52 秋田 H 5 京都 H25

5 海区漁業調整委員会の運営について（令和4年度）

1 活動状況

(1) 活動状況

その1

区分	1.委員会 開催回数	1.以外の 会議開催 回数	3.公聴会 開催回 数	議 事 事 項							
				諮問・ 答申	建議	裁定	指示	認定	協議等	照会	報告
北海道連合	4			3		3	1		3		6
石狩後志	6	2		10			3		8		9
北部日本海連合	1								1		2
檜山	7	2		8			2		6		6
渡島	9	3		10			4		18		4
胆振	9	6	1	17			2		13		10
日高	5	2		10			1		4		10
釧路十勝	6	2		9			1		6		10
根室	4			11			1		3		10
網走	10	2	2	15			3		10		12
宗谷	7			12			1		8		12
日本海まぐる漁業 連合	1						4				2
留萌	5			12							7
道北連合	1						1				2
青森県東部	11	3	1	18			10		3		12
青森県西部	10	3	1	19			10		3		11
岩手	6	1	1	19			5		1		10
宮城	9			17			5		8	1	16
秋田	5			9			1		4		4
山形	7		4	22			4		9		29
福島	5		2	12			7		4		11
茨城	8		1	18			8		11		14
霞ヶ浦北浦	8		1	4					13		19
千葉	9	3	1	23			4		20		1
東京	8	5	2	19			13		5		5
千葉・東京連合	1							2			
一都二県連合	1							1			
一都三県連合	1							2			
神奈川	12	10		40			5		15		21
新潟	3			12			3		5		6
佐渡	3			14			3		4		7
富山	7	3		11					11		12
石川	11		1	22			1	7			31
福井	7			12					4		11
静岡	7			14			7		6		13
愛知	8	1		10			6		2		9
三重	11	4	1	13			8		20		14
琵琶湖	5	1		4					5		12
京都	7			19					2		21

区分	1.委員会 開催回数	1.以外の 会議開催 回数	3.公聴会 開催回 数	議 事 事 項							
				諮問・ 答申	建議	裁定	指示	認定	協議等	照会	報告
大阪	9	1	2	16	1		1				10
兵庫県瀬戸内海	9	7	1	19			2		9		8
但馬	8	9	1	14			3		11		27
岡山・兵庫瀬戸内海連合	1								2		
和歌山	6			13			4		4		7
和歌山・徳島	1						1				
鳥取	7			12					6		12
島根	4		1	9					2		11
隠岐	4		1	9					2		11
島根・山口連合	1								1		1
岡山	6		1	4			15		10		3
広島	6	1	2	17			2		6		6
広島・愛媛	1								2		
広島・香川	1								1		
広島・岡山	1								1		
山口県日本海	4		3	6			11		1		9
山口県瀬戸内海	6		2	10			9		4		16
山口・広島	1								1		
徳島	5			18			7		5		1
香川	8		1	10					7		2
愛媛・香川連合	1								1		
岡山・香川連合	1								1		
愛媛	4			10	7		2		1		9
高知	8	1		29			1		1		10
福岡県連合	1			1					3		
筑前	8			5			1		19		13
福岡県有明	7		1	7			3		12		16
福岡県豊前	6			1					5		15
松浦	11			21					24		16
佐賀県有明	11			12			4		30		8
佐賀県連合	1								1		1
長崎県南部	6		1	16			1		6		7
長崎県北部	5		2	17	1		1		5		3
五島	7		2	19	1		2		7		10
対馬	5		2	16			4		7		5
長崎県連合	1								2		2
熊本県有明	7			11			2		3	2	2
天草不知火	7	1		14			4		4	2	6
大分	9		5	11			13				4
宮崎	9		3	25			5				10
鹿児島	6		3	15			3		5		10
熊毛	5		1	12					5		5
奄美大島	7		1	7					10		8
鹿児島県連合	1								1		

沖縄	12	5	7	39	8	17
----	----	---	---	----	---	----

(2) 委員会の活性化に関する取り組み事例

取組	取り組み内容
東京	新型コロナウイルスのまん延以降、「Web併用開催」としているため、天候不順や他業務の日程調整による欠席者が減り、また開催の日程調整も円滑化。
琵琶湖	ビワマス引縄釣遊漁や農業濁水の実態を把握するため、船舶による漁場調査を行った。
大分	研修会の開催 県の研究機関の最新の研究成果の報告(赤潮関係)

4 令和4年度における委員会指示の見直しについて

その1

	(1) 見直しの有無について			(2) 期限の定めがない委員会指示の見直し					
	全て見直し	一部見直し	見直していない	該当する指示なし	見直してそのまま	見直して廃止	見直して期限設定	見直しせず	その他
北海道連合	○			○					
石狩後志			○	○					
檜山			○	○					
渡島	○			○					
胆振			○	○					
日高			○	○					
釧路十勝			○	○					
根室			○	○					
網走		○		○					
宗谷			○	○					
留萌			○	○					
青森県東部			○	○					
青森県西部									
岩手		○		○					
宮城			○	○					
秋田			○	○					
山形			○					○	
福島			○	○					
茨城			○	○					
霞ヶ浦北浦									
千葉			○						○※
東京			○	○					
神奈川			○	○					
新潟			○	○					
佐渡									
富山			○	○					
石川			○	○					
福井			○	○					
静岡			○	○					
愛知			○	○					
三重			○	○					
琵琶湖		○						○	
京都			○	○					

※いせえびの採捕に係る誘導陪せい式漁法の禁止に係る指示について、過去の小委員会での検討経過を踏まえ、令和5年に行われる漁業権の切替え及び行使規則の認可に合わせ、漁業権行使規則で禁じた上で廃止する方向で調整中

	(1) 見直しの有無について			(2) 期限の定めがない委員会指示の見直し					
	全て見直し	一部見直し	見直していない	該当する指示なし	見直してそのまま	見直して廃止	見直して期限設定	見直しせず	その他
大阪			○	○					
兵庫県瀬戸内海		○		○					
但馬									
和歌山		○		○					
鳥取			○	○					
島根県連合									
島根・山口連合		○		○					
隠岐									
島根		○						○	
岡山			○	○					
広島			○	○					
山口県日本海			○	○					
山口県瀬戸内海									
徳島			○					○	
香川			○	○					
愛媛		○						○	
高知			○					○	
福岡県連合									
福岡県豊前									
筑前		○		○					
福岡県有明									
佐賀県連合									
松浦		○		○					
佐賀県有明									
長崎県連合									
長崎県南部									
長崎県北部			○					○	
五島									
対馬									
熊本県連合									
熊本県有明			○						○※
天草不知火									
大分			○	○					
宮崎			○					○	
鹿児島県連合									
鹿児島			○	○					
熊毛									
奄美大島		○		○					
沖縄		○		○					

※見直しに向けて現地調査等を実施中